特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	固定資産税・都市計画税課税事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、固定資産税・都市計画税課税事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税・都市計画税課税事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際 に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期してい る。

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和7年10月21日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	取り扱う事務
①事務の名称	固定資産税·都市計画税課税事務
②事務の概要	地方税法の規定により、固定資産税課税台帳(土地・家屋・償却資産)の評価・賦課・証明書発行・統計処理等を行う。 団定資産税の賦課、都市計画税の賦課、評価証明書、公課証明書の発行
③システムの名称	固定資産税システム・地番図システム・家屋評価システム・土地台帳システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(16の項) 平成26年内閣府・総務省令第5号(第16条)
4. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(26、27、28、29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第19、20、21条)
5. 評価実施機関における担	旦当部署
①部署	税務課、西吉野支所、大塔支所
②所属長の役職名	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・記	
請求先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
連絡先	五條市(総務部 税務課) 奈良県五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001(代表)
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	女				
評価対象の	事務の対象人数は何人か				
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点		
2. 取扱者数	2. 取扱者数				
特定個人情報	般ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点		
3. 重大事故	女				
	Iに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報係	保護評価書の	種類				
	項目評価書	1		<選択肢> 1)基礎項目評価 2)基礎項目評価 3)基礎項目評価	- 書及び 書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 ている。	・機関について	は、それぞれ重点	項目評価書又は	は全項目評価書において、	リスク対	策の詳細が記載され
2. 特定個人情報の入手(情	報提供ネット	ワークシステムを	を通じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって 不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	取扱いの委託	Ħ.			I]委託しない
委託先における不正な使用等 のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報排	是供ネットワークシス	ステムを通じた扱	是供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシス	ステムとの接続	続	1]接続しない(入手)	Ι]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・済	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅失・ 毀損リスクへの対策は十分か	・ [十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[O]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへ の対策は十分か	. []	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠			

9. 監査	
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査
10. 従業者に対する教育・	客発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	利用している課税システム等において、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I,3個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項並びに 地方税法等	番号法第9条第1項 別表第一(16の項) 平成26年内閣府・総務省令第5号(第16条)	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I,4、②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の26、27、2 8、29の項並びに地方税法等	番号法第19条第7号 別表第二(26、27、28、 29の項) 平成26年内閣府・総務省令第7号(第19、20、 21条)	事後	内閣府・総務省令の公表により 追記するもので、重要な変更に 該当しない。
平成28年3月1日	I,5、②所属長	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 大谷 悟 大塔支所長 田中 稔泰	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成28年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 坂口 愼一 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本 利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 山本利恵子 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成29年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
T-400-1-1-1-1	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成26年11月21日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
	I,5、②所属長	税務課長 小森 比登美 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 泉谷 進治	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	事後	人事異動により変更するもの で、重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成30年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	I,5、②所属長	税務課長 水本 俊明 西吉野支所長 森川 義彦 大塔支所長 谷口 晶紀	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
平成31年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅱ, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
平成31年4月1日	Ⅵ, リスク対策			事後	特定個人情報保護評価に関する規則の一部を改正する個人情報保護委員会規則及び特定個人情報保護評価指針の一部変更に伴い、基礎項目評価書の様式が変更されたため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	税務課長、西吉野支所長、大塔支所長	事後	様式変更によるもので、重要な 変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和2年4月1日	Ⅱ,2. 取扱有数 いつ時点の 計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	I , 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I , 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和3年12月10日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 1. 対象人数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和4年4月1日	I,4.法令上の根拠	6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87,	91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年10月21日	┃計数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
6和7年10月21日	II, 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和4年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない。
令和7年10月21日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在 させる作業		[〇]人手を介在させる作業はない	事後	新様式への移行に係る修正
令和7年10月21日	IV リスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策判断の根拠:利用している課税システム等において、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制限を行っているため。	事後	新様式への移行に係る修正